ホームページの作成上のガイドライン

紀美野町立小川小学校

目的について

- 1 学校の広報としての役割をもった情報発信をする。
- (1) 学校要覧としてこうかいされてきたものを基本とし、学校情報と連絡手段を明示するようにする。
- (2) 本校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践的活動の内容を公開する。
- 2 学習の一環として、情報を発信する。
- (1) 学習のまとめを発信することで情報社会に参画する態度を養う。

作成内容について

ホームページ作成については、特に<u>児童のプライバシーの保護、人権への配慮、知的所</u> **有権(著作権や肖像権など)の遵守**の3点に気をつけて作成する。

- 1 公開しないもの
- (1) 保護者の承諾のない児童の写真
- (2)個人生活に関する情報
 - ・実名 ・本籍 ・住所 ・電話番号 ・生年月日 ・性別 ・家族構成等
- (3) 著作権のあるもの
 - アニメやマンガのキャラクターの似顔絵等
 - ・本や新聞等の記事や写真等
- (4) 他人の誹謗・中傷や差別につながるようなこと
- (5) その他、学校長または学校関係者が学校から不特定多数に対して発信する情報として不適当と判断する内容(営利目的、法令及び公序良俗に反するもの等)
- 2 公開するもの
- (1) 保護者の承諾を得た児童の写真
 - ・第三者が閲覧して個人名が特定できないものが良い。(多人数で写っているもの等)
- (2) 児童の作品(絵画や康作等)
 - 教育上効果があると認められた上で、本人と保護者の承諾を得る。
- (3) 新聞記事・写真などの著作権のあるもの
 - 著作権者に承諾を得る。

作成上の注意

- 1 作成ページに関しては、以下の要領で校長決済を受けることとする。
- (1) ホームページ作成者がホームビルダーで作成する。
- (2) ホームページ作成者が、更新コンテンツを校長・教頭に起案する。
- (3) 校長・教頭は更新コンテンツをチェックし、校長がホームページ作成者に更新許可 を与える。
- (4) ホームページ作成者が定期的に更新する。

※著作物については

- · Copyright (c) 2000 by 著作者
- ・児童作品:原則としてイニシャルやニックネーム
- 美術館、資料館などの作品、資料については承諾を得る。
- 2 新規ページは書くカテゴリー内に新規のフォルダを作成し、構成するファイルをそのフォルダ内に全て転送し、管理運営にあたることとする。

責任範囲について

1 責任者について

サーバー内(職員室パソコン)にある、学校ホームページに掲載された情報については、 学校長が責任を負う。

2 取扱責任者について

学校長はインターネット利用及びホームページ作成の適性を図るため、運用管理者(学校長)及びホームページ作成者をおくものとする。

運用管理者 (学校長) 及びホームページ作成者によりホームページが本ガイドラインに そったものであるか検討し、サーバーにアップする。

その他

1 警青情報に対する指摘への対応

児童に関する掲載情報について、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を 受けた場合は、速やかに要請に対応した処置を講じる。第三者の著作権に係わる情報のに ついて当該著作権者から要請があった場合でも同様とする。その他、閲覧者から掲載情報 の内容について指摘を受けた場合には、速やかに 運用管理者(学校長)及びホームペ ージ作成者が協議した後、適切な措置を講じることとする。

2 本ガイドラインの見直し

ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、このガイドラインに示した自校 の見直しが予測されるため、適宜に応じて運用管理者(学校長)及びホームページ作成者 はガイドラインの内容の検討を行い、加筆・修正を行うものとする。